

心の中にある

差別

令和元年・決着の年

令和元年6月28日、ハンセン病患者に対する国の誤った隔離政策によって家族が離散し、家族も差別や偏見の被害を受けたとして患者の家族が国に賠償を求めた訴訟が終結。熊本地方裁判所は国の責任を認め、国は判決を受け入れました。すでに「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」で、平成13年に国はハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を認めており、療養所に隔離されていた患者などに補償と謝罪を実施。患者の名誉回復や差別・偏見の解消への取り組みを進めており、今後は家族に対しても同様に責任を果たすこととなります。

「強制隔離」という誤った国策に翻弄され、人生を奪われたハンセン病患者とその家族。裁判に勝ち、国が非を認めてもおお差別と偏見は続いています。その根底には何があるのでしょうか。今、私たちにできることは、どんなことなのでしょうか。

ハンセン病は「らい菌」が引き起こす感染症の一種で、皮膚や末梢神経の病気です。身体の見た目に特徴的な変化が起こったり、温度や痛みなどの感覚が麻痺したりします。菌の感染力は弱く、感染しても発病することはほとんどありません。また、病気が遺伝することもありません。現在では治療で完治でき、後遺症も防ぐことができます。

かつてハンセン病は、強い感染力を持ち伝染する不治の病であると恐れられていました。明治維新

誤った隔離政策が90年

かつてハンセン病は、強い感染力を持ち伝染する不治の病であると恐れられていました。明治維新



療養所で亡くなった人たちの遺骨が納められている納骨堂(下)。上の写真は旧納骨塔(国立療養所菊池恵楓園提供)

ハンセン病の歴史

明治40年	「癩予防二関スル件」公布
昭和6年	「癩予防法」公布
昭和22年	国内で治療薬プロミンの使用開始
昭和28年	「らい予防法」公布
昭和35年	WHOが差別法の撤廃、外来治療を提唱
平成7年	日本らい学会が、らい予防法の廃止を求める見解を発表
平成8年	「らい予防法」廃止
平成13年5月	熊本地裁らい予防法違憲国家賠償請求訴訟判決(原告勝利)
6月	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」制定
平成14年	国立ハンセン病療養所等退所者給与金及び死没者改葬費の制度創設
平成17年	国立ハンセン病療養所等非入所者給与金事業開始
平成18年	「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」成立
平成20年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」制定
令和元年6月	熊本地裁ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決(原告勝利)

社会は受け入れていない。権利だけ主張して傲慢だ。調子に乗るな。

※患者への差別の言葉を抜粋・要約

を機に近代国家へと向かう日本は、国家の体面を守るために明治40年に「癩予防二関スル件」という法律を公布。ここから「患者を社会から隔離する」という誤った国策と差別・偏見の歴史が始まりました。さらに国は病の根絶を目指して昭和6年に「癩予防法」を制定し、患者を僻地や離島の療養所に強制収容し、高い塀の中に一生閉じ込めるといった極端な隔離政策を始めました。

こうした隔離政策は「ハンセン病は恐ろしい病気」という誤った認識と現在も続く根強い差別や偏見



▲外を見たさに開けられた療養所の塀の穴(国立療養所菊池恵楓園提供)

強制収容された患者とその家族は、壮絶な人権侵害を受けました。患者は家族と引き離されて療養所へ送られ、家は徹底的に消毒されました。ひとたび患者が出たという噂が広がれば家族は村八分。いじめや離縁・解雇・誹謗中傷などが横行しました。患者本人は家族に迷惑をかけたくない、断腸の思いで除籍や偽名を名乗るなどして関係を断絶。療養所の劣悪な環境下で一生を過ごし、死んでも故郷の墓に埋葬されることはありません

壮絶な人権侵害

国が責任を認め、差別や偏見の解消に向け取り組んでいた平成16年、熊本県のあるホテルが療養所入所者の宿泊を断りました。理由は「宿泊客に迷惑がかかるから」。この事件が報道されると、同ホテルは社会から大きな批判を浴び、形式的な謝罪で事態の收拾を図りました。しかし入所者たちが「問題の本質を理解していない謝罪」として拒否したところ、今度は療養所や入所者に批判の矛先が向けられ、誹謗中傷の電話や手紙が殺到。「裁判に勝っても社会は受け入れていない」「謝罪されたらおとなしく引つ込め」「国の税金で生活してきたくせに権利だけ主張するな」など、心無い差別の言葉で人権が踏みじられたのです。

心の中にある差別

ハンセン病問題の啓発に取り組んでいます

田川地区人権センター

田川地区人権センターでは、さまざまな人権講座を開催しています。8月の講座では、盈進中学高等学校(広島県)ヒューマンライツ部の顧問と卒業生が登壇。ハンセン病問題をテーマに若者のメッセージを伝えました。

劇団「かいほう」座

市内の小中学校の教職員などで構成する劇団「かいほう」座は、さまざまな人権問題を取り上げ、演劇を通して啓発に取り組んでいます。平成28年度の「人権フェスタ in たがわ」ではハンセン病をテーマに熱演しました。

問題点を正しく理解していないことや心の奥底に「排除意識」や「支配意識」が潜んでいることが挙げられます。このことは、被差別部落の人・女性・子ども・高齢者・障害者など、弱い立場の人たちに関する人権問題においても同じです。普段「差別や偏見は問題だ。自分はいない」と思っている人でも、自分に関係がある問題として迫ったときに初めて差別意識に気づくことになるのです。そのとき、差別する側に立つのか、人権を守る側に立つのかは、さまざまな人権問題に関して正しい知識

を持ち、理解できているかどうかを鍵を握ります。知識や理解が追いついていなくとも、関心を持って学び、相手の立場に立って「人間らしく生きる権利が守られているだろうか」と自らに問う気持ちを持つていけば、踏みとどまることができます。本特集を通して、1人でも多くの人がハンセン病問題をはじめとするさまざまな人権問題に関心をもち、行政などが実施する講演や講習会などで正しい知識を得て、人権問題を解決に導く力となることを願っています。